

「マニユライフ終身保険(円建/外貨建)」をご契約のお客さまは、「メディカルリリーフ(プラス)」をご利用いただけます。

### メディカルソムリエ

#### ■セカンドオピニオンサービス

被保険者ご本人が、日本を代表する各専門分野の医師(総合相談医)との面談や電話を通じ、今後の治療方針、方法についての意見(セカンドオピニオン)を聞いたり、総合相談医の判断により、優秀専門臨床医が紹介されるサービスです。

※電話でのセカンドオピニオンでは、優秀専門臨床医の紹介はありません。

#### ■受診手配・紹介サービス

主治医のもとでは対応できない治療法や手術方法が必要等、主治医が判断したケースで手配・紹介先の医療機関にその専門分野の医師が在籍し、治療可能な場合に受診の手配や紹介をいたします。

### メディカルほっとコール24

医師・看護師等の相談スタッフが、年中無休・24時間常勤体制で、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等に関するご相談を電話でお受けします。被保険者ご本人はもちろん、ご家族に関する相談も承ります。

- 「メディカルリリーフ(プラス)」は、マニユライフ生命保険株式会社の業務提携先であるティーベック株式会社が提供します。なお、サービス内容は予告なく変更・中止する場合があります。
  - サービス利用の結果について、マニユライフ生命保険株式会社は責任を負いかねます。
  - ご利用に際してティーベック株式会社が取得した個人情報、利用対象者確認の目的において、マニユライフ生命保険株式会社に提供することがありますが、サービス提供以外の目的で使用されることはありません。また、ご本人の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。
  - ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。
  - 受診手配・紹介サービスは、ティーベック株式会社が適当と判断した場合に限り、指定する医療機関への手配・紹介するもので、希望すれば受けられるものではありません。
  - ご利用の際の諸条件等がありますので、ご不明な点はお問い合わせください。
- ※「メディカルリリーフ(プラス)」のくわしい内容については、契約後、保険証券に同封されるチラシをご覧ください。

最新の積立利率と特約の為替レートは、以下の方法でご確認いただけます。



お電話で

マニユライフ生命コールセンター

**0120-063-730**

月～金曜日 9:00～17:00(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)



インターネットで

マニユライフ生命のホームページ

**www.manulife.co.jp**

### 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)はお客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

この保険の取扱い、保険業法に基づき登録された募集人のみが行うことができます。お客さまが募集人の権限等に関して確認をご希望される場合は、ご遠慮なくマニユライフ生命のコールセンターまでご連絡ください。

**ご契約の検討・お申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」をあわせてご覧ください。**

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について説明しています。必ずご一読の上、大切に保管してください。

[引]受保険会社

**マニユライフ生命保険株式会社**

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

コールセンター

**0120-063-730** 受付時間/月～金曜日 9時～17時  
祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。

[募]募集代理店

**野村證券株式会社**

取扱者(生命保険募集人)



# マニユライフ終身保険

## 〈円建/外貨建〉

### 通貨選択型一時払終身保険



**この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**

解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じる可能性があります。

引受保険会社

**Manulife**  
マニユライフ生命

募集代理店

**野村證券株式会社**

# マニュアル終身保険(円建/外貨建)の特徴としくみ

## Point 1 死亡・高度障害に対する保障は 契約時から一時払保険料を上回ります。

- 一時払保険料より高い基本保険金額が、契約時から一生涯にわたって保証されます。
- 「基本保険金額」は、死亡・高度障害保険金をお支払いする際に基準となる金額です。一時払保険料や契約日の積立利率\*、被保険者の契約年齢および性別等に基づいて、マニュアル生命の定める方法で計算されます。  
\*原則として、毎月2回(1日と16日)設定されます。

## Point 2 運用する通貨は 円または米ドル、豪ドルから選べます。

- 契約通貨は、円または米ドル、豪ドルのいずれかから選択できます。
- 米ドル、豪ドルを選択されることもできます。  
※くわしくは、P.3「保険金額例表」をご覧ください。

## Point 3 大切な資産を のこしたい方へ 名前をつけてのこせます。

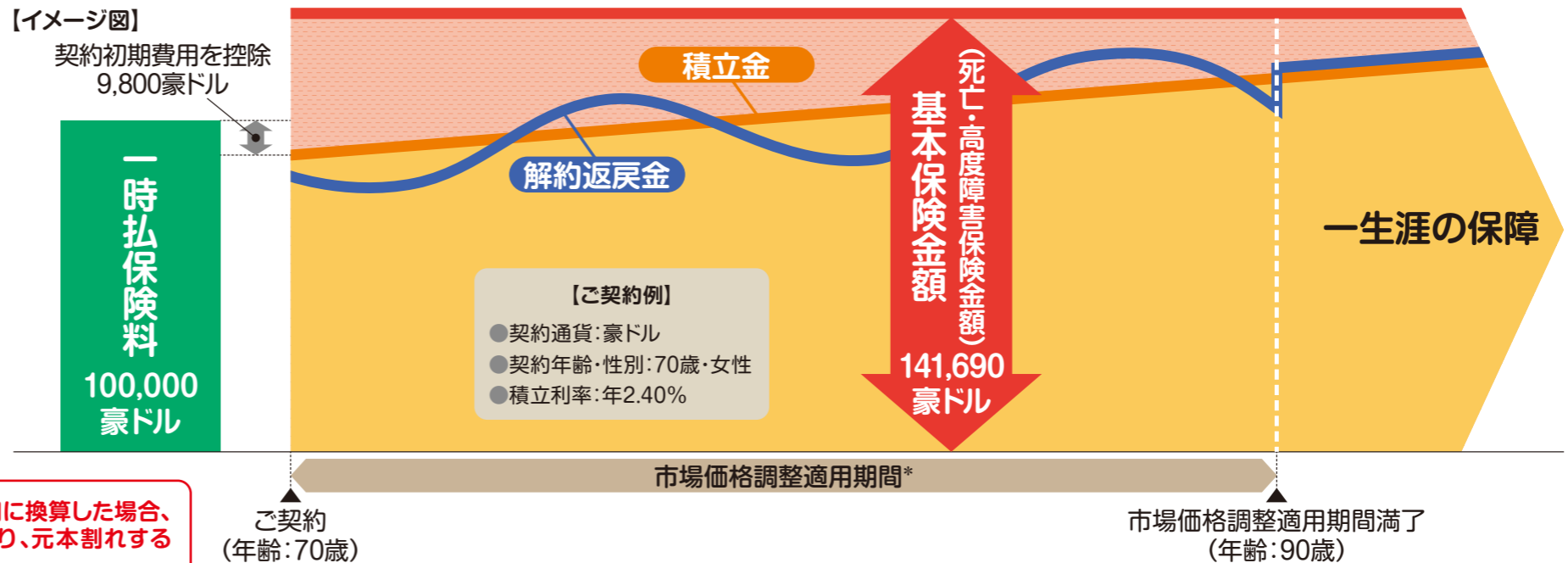
- 被保険者に万一の場合、死亡・高度障害保険金を契約通貨でお支払いします。
- 契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、死亡・高度障害保険金を円でお支払いすることも選択できます。  
※くわしくは、P.7「保障内容について」をご覧ください。
- 死亡保険金受取人は、被保険者の3親等内の親族から指定できます。  
※くわしくは、P.3「死亡保険金受取人の指定範囲」をご覧ください。

- 契約時に設定される積立利率が一生涯にわたって適用されます(途中で利率の変更はありません)。
- 積立利率は、被保険者の性別や契約年齢にかかわらず同一です(契約通貨により異なります)。



- 契約時から一時払保険料を上回る死亡・高度障害保障を確保できます。

※積立利率については、P.9「ご契約について」、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」のP.1「この保険のしくみと特徴は以下の通りです」をご覧ください。



**ご注意** 契約通貨として外貨を選択し、契約通貨建ての死亡・高度障害保険金を円に換算した場合、為替レートによっては、お払い込みいただいた金額の円換算額を下回り、元本割れする可能性があります。

### ■為替リスクについて

- 契約通貨として外貨を選択されたときは、保険金等を円でお支払いする場合に、為替相場の変動による影響を受けます。
- したがって、保険金等の受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金等の契約時の円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

### ■解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

- この保険は、契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除されます。
- また、市場価格調整適用期間中は解約返戻金額に市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を反映させます(市場価格調整)。
- したがって、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

### ■この保険にかかる費用はつぎの通りです

契約初期費用および保険関係費の合計額となります。そのほか、契約通貨として外貨を選択されたときは、外貨のお取扱いによりご負担いただく費用がかかる場合があります。

- 契約初期費用  
契約日に一時払保険料から契約初期費用が控除されます。  
契約初期費用は、契約年齢\*および契約通貨に応じた下表の割合を一時払保険料に乗じた金額となります。

目的	契約年齢*	契約通貨		
		円	米ドル	豪ドル
保険契約の締結に必要な費用	70歳以下	4.00%	9.80%	9.80%
	71歳~79歳	3.75%	9.50%	9.50%
	80歳以上	3.50%	8.90%	8.90%

\*状況により年増法による条件をつけてご契約をお引き受けする場合は、被保険者の契約年齢に年増年数を加えた年齢とします。

- 保険関係費  

保険契約の維持等に必要費用	積立利率を設定する際に保険契約の維持等に必要費用をあらかじめ差し引きます。
死亡保障および高度障害保障に必要な費用	積立金の計算に際して死亡保障および高度障害保障に必要な費用を控除します。

※保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。  
※外貨のお取扱いにより、ご負担いただく費用については、P.7「ご契約にあたってご留意いただきたい点について」をご覧ください。

## 保険金額例表



積立利率:年0.39%、  
一時払保険料1,000万円の場合

(単位:円)

契約年齢	死亡・高度障害保険金額	
	男性	女性
60歳	10,516,500	10,725,000
65歳	10,349,100	10,540,900
70歳	10,192,200	10,363,200
75歳	10,074,400	10,223,300
80歳	—	—
85歳	—	—



積立利率:年3.82%、  
一時払保険料100,000米ドルの場合

(単位:米ドル)

契約年齢	死亡・高度障害保険金額	
	男性	女性
60歳	205,490	247,501
65歳	178,044	211,602
70歳	155,261	181,208
75歳	137,043	156,881
80歳	123,412	137,877
85歳	112,981	122,721



積立利率:年2.40%、  
一時払保険料100,000豪ドルの場合

(単位:豪ドル)

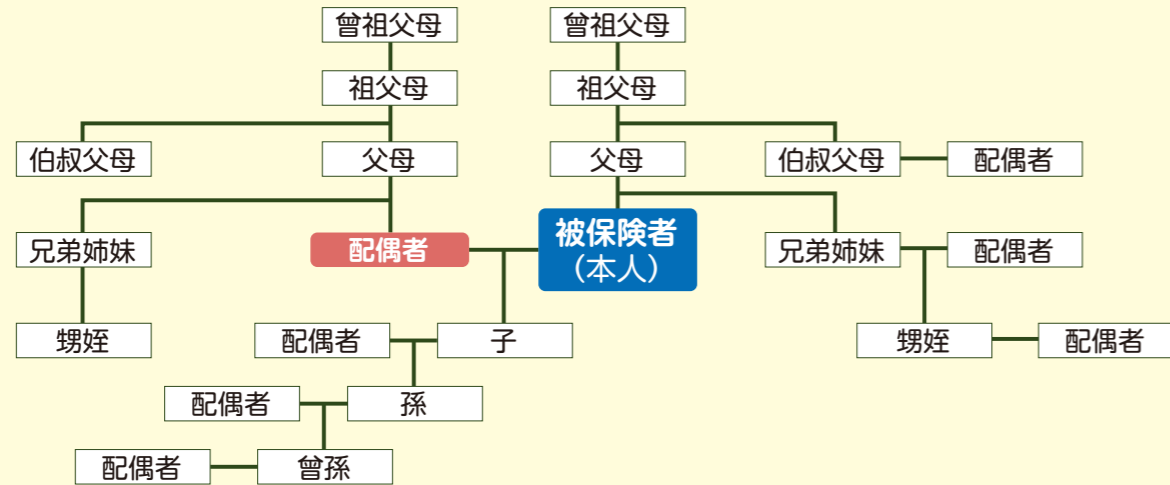
契約年齢	死亡・高度障害保険金額	
	男性	女性
60歳	154,073	173,507
65歳	140,278	156,678
70歳	128,283	141,690
75歳	118,409	129,199
80歳	110,861	119,099
85歳	104,667	110,428

※上表の各契約通貨ごとの積立利率は仮定のもので、実際には契約日に設定されている積立利率等が適用されるため、記載の数値はご契約により異なります。くわしくは、設計書にてご確認ください。

## 死亡保険金受取人の指定範囲

生命保険の保険金は受取人の固有財産となり、原則として遺産分割協議の対象外\*となります。そのため、万一の場合あらかじめ指定された保険金受取人に現金をのこせます。

### 「マニライフ終身保険(円建/外貨建)」の死亡保険金受取人の指定範囲 3親等内の親族



\*相続人の中で著しい不公平がある場合、受取人の固有財産とみなされない場合があります。  
※受取人については、後のご家族間でのトラブルを避けるためにも、お客さまの個別の状況等に応じて十分にご検討のうえご指定ください。相続や遺産分割等については、弁護士等の専門家にご相談ください。

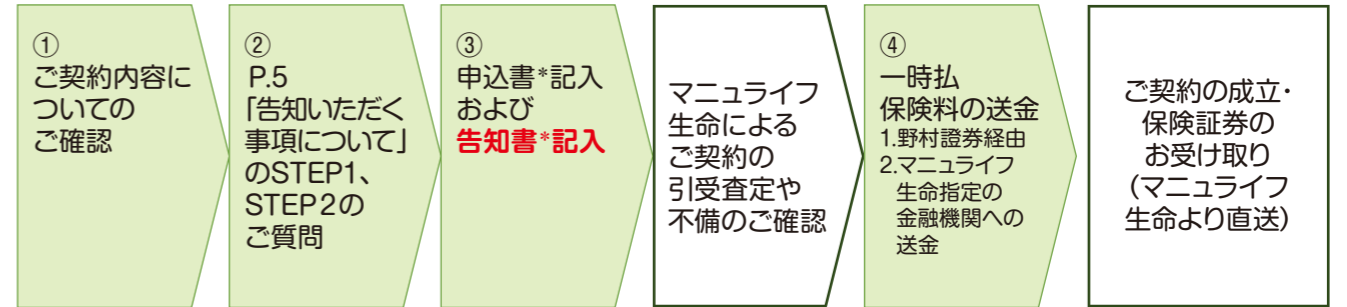
## 告知と診査について

### 告知と診査の流れ

●お申込みにあたっては、被保険者の健康状態等について、告知(告知書扱)または医師による診査(医師扱)を行っていただきます。その結果等をもとにマニライフ生命が引受の査定を行います。

#### 【告知書扱の場合のお手続きについて】

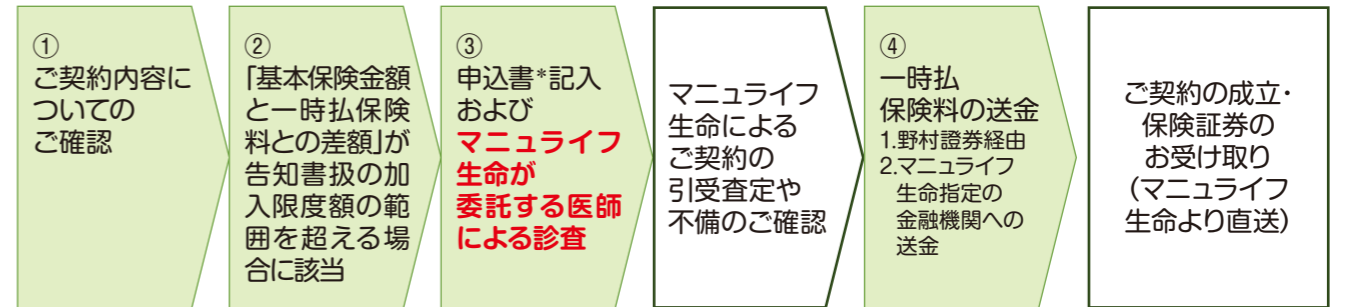
告知書扱は、「基本保険金額と一時払保険料との差額」が告知書扱の加入限度額(告知書扱普通死亡保険金額)の範囲内である場合にお申込みいただけます。



※告知書扱でのお取り扱い条件は、被保険者の契約年齢や性別等によって異なります。  
※マニライフ生命の保険商品の加入状況や職業等により、告知書扱ではお取り扱いできない場合があります。  
※上記②でSTEP2のご質問に該当する場合は、別途、詳細な告知をいただくことによりお申込みいただけます。

#### 【医師扱の場合のお手続きについて】

医師扱は、「基本保険金額と一時払保険料との差額」が告知書扱の加入限度額(告知書扱普通死亡保険金額)の範囲を超える場合にお申込みいただけます。



※契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、告知書扱の加入限度額は、「契約通貨建ての基本保険金額と一時払保険料との差額」をマニライフ生命の定める為替レートで円換算した金額で計算します。  
\*情報端末によるお手続き画面を含みます。



ご注意

- マニライフ生命では、契約者間の公平性を保つため、お客さまの身体の状態に応じた引受対応を行っています。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引き受けすることがあります(お引き受けできないことや「年増法」「特定障害状態不担保」といった特別な条件をつけてお引き受けすることもあります)。
- 告知にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等について事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、マニライフ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、保険金等をお支払いする事由が発生していても、保険金等をお支払いすることができません。この場合には、解約返戻金があれば契約者にお支払いします。
- お引き受けの可否・条件については、マニライフ生命で得た情報(健康状態のほか、職業、体格、マニライフ生命での過去の契約申込履歴、保険金および給付金請求履歴等)をもとに総合的な判断のうえ決定しますので、お引き受けできないことや特別な条件をつけてお引き受けすることがあります。

※「告知書扱」「医師扱」の他に、「健康診断書扱」もあります。この場合には、告知いただく事項や提出書類が異なります。

## 「告知書扱」の場合のお手続き

- 告知書扱とは、告知書の記入内容から引受の査定を行うものです。次の告知項目に当てはまらなければお申込みいただけます。なお、STEP2に当てはまる場合でも、詳細な告知をいただくことによりお申込みいただけます。

【告知いただく事項について】

### STEP 1 過去5年以内に、下記の病気で診察\*1・検査・治療・投薬を受けたことがある。

がん	悪性新生物および上皮内がん ※癌・肉腫・血液のがん(白血病・悪性リンパ腫等)は悪性新生物に含まれます。
心臓の病気	狭心症・心筋こうそく・虚血性心疾患・心臓弁膜症・心筋症・心不全・心房細動および心房粗動
脳・精神・神経の病気	脳卒中(脳こうそく・脳内出血・くも膜下出血*2)・もやもや病・てんかん・パーキンソン病・多発性硬化症・認知症・アルツハイマー病・統合失調症・双極性障害(躁うつ病)・うつ病・不安神経症・原発性筋障害(筋強直性障害・先天性ミオパチー・筋ジストロフィー)
肺・気管支の病気	肺気腫・慢性気管支炎
消化器の病気	慢性肝炎・肝硬変・慢性膵炎
腎臓の病気	慢性腎炎・慢性腎不全・ネフローゼ
その他	こうげん病・合併症(糖尿病性網膜症・神経障害・腎症)のある糖尿病およびインスリン治療を行っている糖尿病

\*1 診察には、経過観察のための診察を含みます。

\*2 くも膜下出血については、外科的治療が行われ、後遺症がない場合は除きます。

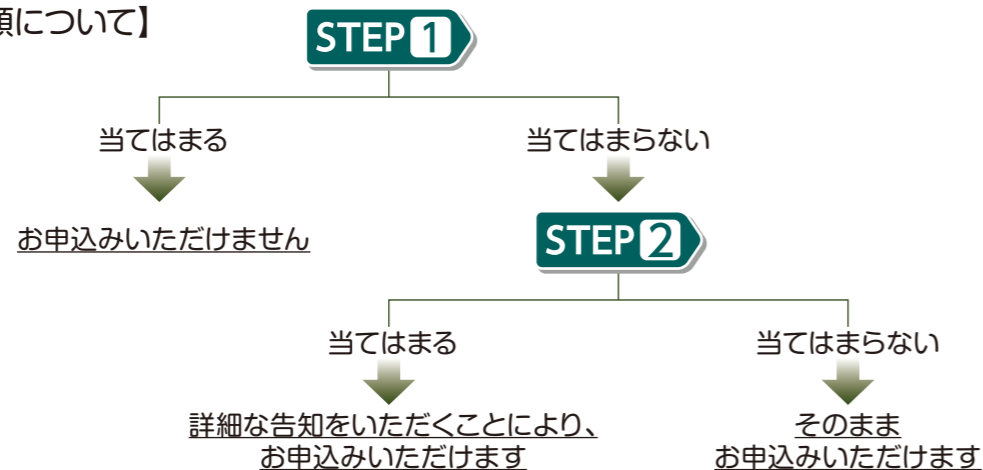
### STEP 2 A 最近3カ月以内に入院をしたこと、または医師により入院・手術・検査\*3をすすめられたことがある。

- \*3 診断が確定している病気についての定期的な検査は除きます。  
※「検査をすすめられた」とは、医師の診察または健康診断・人間ドックを受けた結果、診断確定のための精密検査・再検査をすすめられたことをいいます。ただし、検査等を受けた結果、医師により異常を指摘されなかった場合は除きます。

### B 過去2年以内に、病気やケガにより、2週間以上続けて入院したことがある。

- C 手・足・指の欠損または機能の障害あるいは言語・そしゃく機能の障害がある。または、**矯正後の**左右いずれかの視力が0.1未満である。

【告知していただく手順について】



お引き受けの可否・条件については、マニユライフ生命で得た情報(健康状態のほか、職業、体格、マニユライフ生命での過去の契約申込履歴、保険金および給付金請求履歴等)をもとに総合的な判断のうえ決定しますので、お引き受けできないことや特別な条件をつけてお引き受けすることがあります。

## 「告知書扱」上限額例

診査方法が告知書扱の場合にお申込みいただける一時払保険料と基本保険金額の上限額の例です。

※基本保険金額は、契約時に適用される積立利率等によって変動します。

※マニユライフ生命商品への加入状況により、下記金額までお申込みいただけないことがあります。

例 各契約通貨の積立利率が、円：年0.39%/米ドル：年3.82%/豪ドル：年2.40%の場合

契約年齢	契約通貨					
	円		米ドル		豪ドル	
	一時払保険料	基本保険金額	一時払保険料	基本保険金額	一時払保険料	基本保険金額
60歳	232,360,000円	244,359,600円	103,400米ドル	212,477米ドル	246,500豪ドル	379,789豪ドル
70歳	624,600,000円	636,599,900円	197,400米ドル	306,485米ドル	471,400豪ドル	604,726豪ドル
80歳	—	—	388,300米ドル	479,207米ドル	1,023,100豪ドル	1,134,210豪ドル

契約年齢	契約通貨					
	円		米ドル		豪ドル	
	一時払保険料	基本保険金額	一時払保険料	基本保険金額	一時払保険料	基本保険金額
60歳	165,530,000円	177,530,000円	73,900米ドル	182,903米ドル	181,300豪ドル	314,569豪ドル
70歳	330,460,000円	342,460,000円	134,300米ドル	243,362米ドル	319,800豪ドル	453,124豪ドル
80歳	—	—	240,000米ドル	330,905米ドル	581,700豪ドル	692,798豪ドル

【告知書扱の引受限度額】

契約年齢	基本保険金額と一時払保険料との差額
60歳～75歳	1,200万円
76歳～80歳	1,000万円
81歳～87歳	800万円

※契約後3年以内のマニユライフ生命における告知書扱のご契約を通算します。

※契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、「契約通貨建ての基本保険金額と一時払保険料との差額」をマニユライフ生命の定める為替レートで円換算した金額で計算します。

## 「医師扱」の場合のお手続き

- 医師扱とはマニユライフ生命が委託する医師が被保険者の健康状態について診査を行い、その結果等から引受の査定を行うものです。
- 医師による診査の際、告知もあわせて行っていただきます。「医師扱」の場合の告知事項は、「告知書扱」の場合のものと異なります。

## 特別な条件をつけて、ご契約をお引き受けする場合

- 特別な条件

ねんましほう 年増法 (年齢による基本保険金額等の調整)	被保険者の実際の契約年齢にマニユライフ生命の定める年数(年増年数)を加えた年齢に基づいて、契約初期費用、基本保険金額および積立金を計算する方法です。		
	【例】 ●契約者(被保険者)：70歳 女性 ●契約通貨：豪ドル ●積立利率：年2.40% ●一時払保険料：100,000豪ドル ●年増法による年増年数：5年 (契約年齢75歳で算出)	引受査定に問題がなく ご契約されたお客さま	年増年数5年で ご契約されたお客さま
	基本保険金額	141,690豪ドル	129,199豪ドル
	契約初期費用	9.80%	9.50%
特定障害状態不担保	特定の障害状態(この保険の場合、視力障害)を、高度障害保険金のお支払いの対象としないことでお引き受けする方法です。		

## 保障内容について

- 被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当された場合、保険金をお受け取りいただけます。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	死亡されたとき	被保険者が支払事由に該当した日の 解約返戻金額または基本保険金額の いずれか大きい金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病により 所定の高度障害状態*1 に該当されたとき		被保険者

\*1 くわしくは、「ご契約のしおり/約款」をご確認ください。

※支払事由に該当し、死亡保険金または高度障害保険金をお受け取りになった場合、ご契約は消滅します。

- 契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、保険金等を契約通貨または円でお受け取りいただけます。  
「円支払特約B型」を付加し、円でお受け取りいただく場合、下表の換算基準日における為替レートが適用されます。

※下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)\*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

\*対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	換算基準日	契約通貨	
		米ドル	豪ドル
「円支払特約B型」の 為替レート	請求書類をマニユライフ生命の 本社が受け付けた日*2の翌営業日	契約通貨のTTM-1銭	契約通貨のTTM-3銭

\*2 書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限り)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日

※2019年5月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。



ご注意

- 次のような場合には、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

### 〈保険金をお受け取りいただけない場合の例〉

- ・ 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- ・ 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等
- ・ 保険金の不法取得目的があつてご契約または特約が無効になった場合
- ・ 責任開始日からその日を含めて3年以内における被保険者の自殺による死亡、受取人等の故意による支払事由該当等

## ご契約にあたってご留意いただきたい点について

- 契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、外貨のお取扱いによりご負担いただく費用がかかります。

- 契約者が一時払保険料を外貨でお払い込みいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- お客さまが保険金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

- クーリング・オフ制度について

- 申込者または契約者は、「申込書を記入していただいた日\*」または「一時払保険料相当額をお払い込みいただいた日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といい、この場合にはお払い込みいただいた金額をお返しします。
- マニユライフ生命が指定する医師による診査を受けた場合や契約者が法人の場合等は、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除はできません。

\*情報端末を利用したお申込みの場合は、「情報端末によりお申込手続きをいただいた日」をいいます。

※くわしくは、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」のP11「クーリング・オフ(お申込みの撤回・ご契約の解除)制度の対象となります」をご覧ください。

## 解約・基本保険金額の減額について

- 契約者は、いつでも将来に向かってご契約を解約または基本保険金額を減額することができます。その場合には、解約返戻金をお受け取りいただけます。ただし、解約した場合、ご契約は消滅します。

※減額後の基本保険金額が下表の金額を下回る場合、減額することはできません。

契約通貨	円	米ドル	豪ドル
基本保険金額	200万円	20,000米ドル	20,000豪ドル

- 基本保険金額を減額した場合、基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されます。
- 市場価格調整適用期間\*1中の解約返戻金額は、解約計算基準日・減額計算基準日(マニユライフ生命が解約・減額の請求書類を受け付けた日\*2)の積立金額(減額の場合は、減額された基本保険金額に対応する積立金額)に市場価格調整率を乗じた金額です。

\*1 市場価格調整適用期間は、契約日からその日を含めて20年を経過する日または被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までのいずれか短い期間です。

\*2 書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限り)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約計算基準日・減額計算基準日の積立金額} \times \text{市場価格調整率}$$

### 市場価格調整率

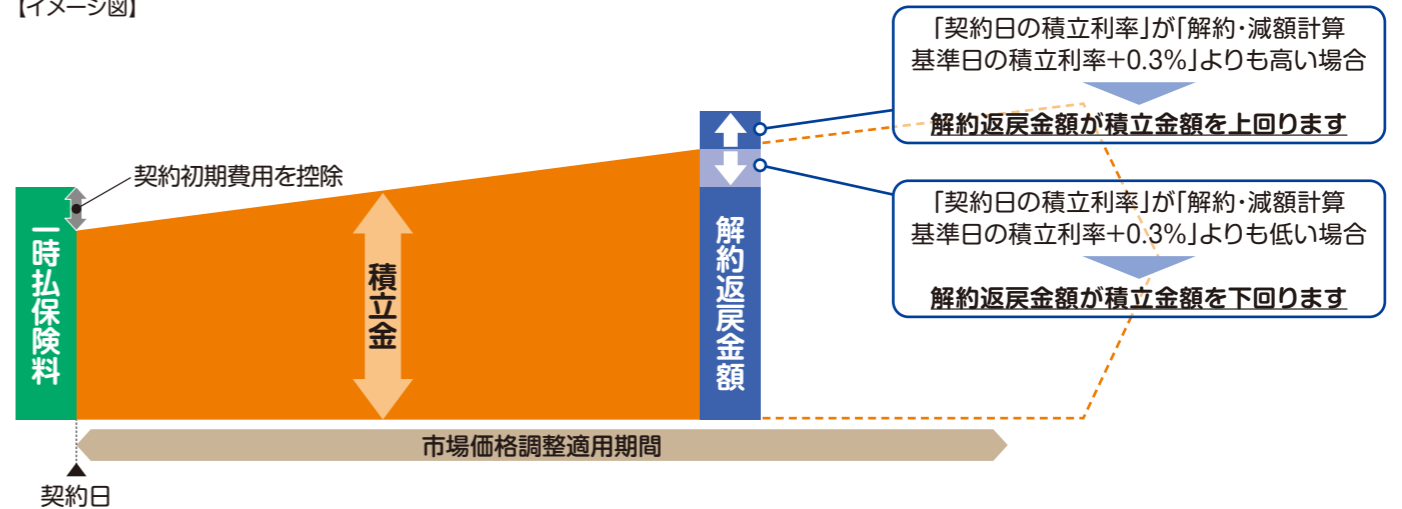
運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。

$$\text{市場価格調整率} = \left( \frac{1 + \text{契約日の積立利率}}{1 + \text{解約計算基準日・減額計算基準日の積立利率}^*1 + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}^*2}{12}}$$

\*1 解約計算基準日・減額計算基準日を契約日として、本契約と同一の新たなご契約を締結すると仮定した場合に適用される積立利率を指します。

\*2 残存月数は、解約計算基準日・減額計算基準日からその日を含めて被保険者が95歳となる契約応当日の前日までの月数(月数未満切り上げ)×0.7となります。ただし、残存月数の最大は360となります。

【イメージ図】



- 市場価格調整適用期間経過後の解約返戻金額は、解約計算基準日・減額計算基準日の積立金額です。

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約計算基準日・減額計算基準日の積立金額}$$



ご注意

- この保険は、契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除されます。
- また、市場価格調整適用期間中は市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させる(市場価格調整)ため、解約返戻金額は増減することがあります(解約時の積立利率が契約時と比較して高くなった場合には、解約返戻金額は減少することがあります)。
- したがって、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

## ご契約について

被保険者の契約年齢*	60歳～87歳(契約日における被保険者の満年齢)			保険期間	終身
最低保険料と保険料の単位	円	米ドル	豪ドル		
	200万円 (10,000円単位)	20,000米ドル (100米ドル単位)	20,000豪ドル (100豪ドル単位)		
最高基本保険金額	7億円相当額 ※被保険者の契約年齢・職業等やマニライフ生命の保険商品の加入状況により異なります。 ※契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、契約日におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算します。 ※基本保険金額の取扱単位は、円のときが100円、米ドルのときが1米ドル、豪ドルのときが1豪ドルとなります。				
保険料の払込方法	一時払のみ ※野村証券経由またはマニライフ生命が指定する金融機関の口座への送金				
被保険者	契約者本人、契約者の配偶者または3親等内の親族				
死亡保険金受取人	被保険者の3親等内の親族				
責任開始日	お申込みいただいたご契約の保障が開始される時期を責任開始期(告知もしくは一時払保険料相当額の領収日のいずれか遅いとき)といい、責任開始期の属する日を責任開始日といいます。				
契約日	責任開始日と同じ日となります。				
積立利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>●積立利率は、マニライフ生命の定める所定の指標金利のマニライフ生命の定める期間における平均値に-1.0%から1.5%を増減させた範囲内でマニライフ生命の定める利率から、<b>保険契約の維持等に必要費用(保険関係費)を差し引いた利率</b>となります。</li> <li>●一時払保険料から所定の契約初期費用を控除した金額を積立金とし、積立金の計算の際には、死亡保障および高度障害保障に必要な費用(保険関係費)を控除するため、<b>積立利率はこの保険の実質的な利回りではありません。</b></li> </ul> <p>※保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。</p>				
付加できる特約 ※特約保険料はかかりません。	円支払特約B型	外貨建ての保険金等を換算基準日(請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*の翌営業日)におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて円でお支払いする特約です。 *書類の提出以外の方法(マニライフ生命の定める方法に限り)により請求を行った場合は、請求をマニライフ生命が受け付けた日 ※保険金等をご請求の際、その受取人のお申し出により選択いただけます。			
	リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断された場合、マニライフ生命の定める範囲内で死亡保険金の全部または一部を特約保険金として被保険者に前払いする特約です。 ※契約者はいつでも付加できます。			
	指定代理請求特約	被保険者が受取人になる保険金(高度障害保険金とリビング・ニーズ特約の特約保険金)について、被保険者ご自身がご請求いただけない所定の事情がある場合、被保険者にかわって、指定代理請求人が保険金をご請求いただける特約です。 ※契約者はいつでも指定代理請求人を指定いただけます。			
その他ご契約について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この保険には配当金はありません。</li> <li>●この保険には契約者貸付および基本保険金額の増額のお取扱いはありません。</li> </ul>				

\*年増法による特別な条件をつけてご契約をお引き受けする場合、契約初期費用、基本保険金額および積立金は、被保険者の契約年齢に年増年数を加えた年齢で算出します。「年増法」については、P.6をご覧ください。

※契約時の金融情勢等の影響により、契約年齢等によってはお取扱いを見合わせる場合があります。



●お申込みから契約日までの間に積立利率が変更になった場合、変更後の積立利率が適用され、基本保険金額も変更されます。また、お申込みから契約日までの間に年齢が変更になった場合、基本保険金額が変更されます。したがって15日・月末・被保険者の誕生日近くにお申込みの場合は十分にご注意ください。

## 税務のお取扱いについて

### 契約時

- お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。  
※一時払のため、契約初年度のみ適用となります。

### 解約・基本保険金額の減額時(差益がある場合)

所得税(一時所得)+住民税

### 死亡保険金受取時

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者(子)	相続税
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者	子	贈与税

※契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金と合算の上、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)＜相続税法第12条＞」が適用されます。

### 高度障害保険金等受取時

- 高度障害保険金およびリビング・ニーズ特約による特約保険金は、被保険者ご本人が受け取った場合、非課税扱になります。

### 契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

### 契約通貨が外貨の場合の税務上のお取扱い

- 契約通貨が外貨の場合においても、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税務上のお取扱いについては、日本国内で販売されている円建ての生命保険と同様となります。この場合、下表の基準により契約通貨を円に換算したうえで、円建ての生命保険と同様にお取扱いします。

対象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート*1
一時払保険料	-	保険料受領日	TTM
解約返戻金	所得税(一時所得)	解約計算基準日	TTM
死亡保険金	所得税(一時所得)	被保険者が死亡された日	TTM
	相続税・贈与税		TTB

\*1 TTMとは対顧客電信買相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。

- 「円支払特約B型」を付加した場合、解約返戻金および死亡保険金は下表の換算基準日におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額が基準となります。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*2の翌営業日
死亡保険金	

\*2 書類の提出以外の方法(マニライフ生命の定める方法に限り)により請求を行った場合は、請求をマニライフ生命が受け付けた日



税務上のお取扱いについては、2019年1月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。